

「後奈良天皇宸記」の敬語表現

西田直敏

一 はじめに

天皇自筆日記の現存するものは少ない。鎌倉時代の「伏見天皇宸記」「花園天皇宸記」に次ぐのは、室町時代の「後奈良天皇宸記」である。

本稿は、私の「自敬表現」研究において重要な柱となっている天皇自筆日記における「自敬表現」研究の一部として、既発表の「宸記に見える所謂『自敬表現』について——伏見天皇宸記・花園天皇宸記を中心に——」（北大国文学会『国語国文研究』第五〇号 昭和四十七年十月）、「『伏見天皇宸記』の敬語表現」（北海道大学文学部紀要 三十三—三 昭和六十年三月）に続いて、「後奈良天皇宸記」の敬語表現の様相を明らかにし

ようとするものである。

後奈良天皇（一四九六——一五五七）は、後柏原天皇（一四六四——一五二六）の第一皇子で、母は勧修寺教秀の女、豊楽門院藤原藤子である。明応五年十二月二十三日生誕。永正九年（一一五二）四月、親王。大永六年（一一五六）、父後柏原天皇の崩御により、土御門里大妻で踐祚したが、当時は、下剋上の戦国時代で、宮廷の窮乏甚しく、即位の大礼を行なうことができなかった。諸国にその費用を募り、周防の大内義隆の献金によって、天文五年（一一三六）二月に、踐祚後十年で即位の大礼を行なうことができた。ちなみに父後柏原天皇は、踐祚後二十二年目に即位の礼を行なうという有様で、大嘗会は、後柏原、後奈良両天皇とも遂に挙行することができなかった。

後奈良天皇は、弘治三年（一一五七）九月崩御まで、三十二

年にわたって在位した。この間、疫病流行、洪水、凶作、飢饉などの度に、天皇は寺社に祈願し、般若心経を親写し不動法を修するなどひたすら民の平安を祈り、仁君としての名を残した。「後奈良院御撰『何曾』」は、「母には二たびあひたれど父には一度もあはず——くちびる」という国語史資料として貴重な観察を示している。

後奈良天皇の日記は、「天聰集」と題された天文四年一月一日から十二月二十九日までの一年間の自筆日記が現存している。このほか、天文五年、天文十三年の抜書、天文十五年の一部などが写本として伝えられている。

本稿では、天文四年の自筆日記のみを対象とする。テキストには宮内庁書陵部蔵「天聰集」(宸筆)写真を用い、竹内理三編「統史料大成 第二十一巻」、田中久夫氏校訂 後奈良天皇日記を参考とした。

二 「後奈良天皇宸記」の文章と敬語表現

「後奈良天皇宸記」の文章は、基本的には平安時代以来の天皇日記のスタイルで書かれているが、所謂変体漢文体風の漢字文に、時にかたかな書きの部分が混在するというより、平安・

鎌倉時代の天皇日記に比してかたかな書きが目立つ文章になっている。たとえば、

一日 雪降、四方^{石少弁}拜宣制、御^{頭弁}簾裾兼秀、

草鞋^{頭中將}惟房、御^{頭弁}劍公叙、御^{頭弁}笏頭弁、指燭言繼朝臣、長淳朝臣、秀遠朝臣、橘以緒五位^{頭弁}、資將宣治已上奉行資將也

(中略)

節会、内弁帥大納言参仕、小朝拜同之、節会始而御酒勅使了後帥卿早出云々、権大納言繼之、宣命奏権大納言、職事ハ資將、杖ニハサミテ奏之、新内侍持参、於常御所見之、返給之時、杖ニ取添而詔書与ケンサンニ通返之、又宣命使ハ三条宰相中将云々、サウシモヨホシ、コレヲ同下賜参議役也^{大弁参議ナレハ勿論此役也}内弁練時分事外寒風也、然間暫早練之由後申、先節会始以前二外任ノ奏アリ、内侍持参之、ツラニ入、返之テ寢而召内侍出也、頭弁奉行ニテハ外任ノ奏ニモ内侍髪アケニテ可有之由申、必此分ニテハナシト云々、後日帥卿モサハアルマシキ由申、朕覚悟同者也 (天文四年正月一日)

右の文中に、「御簾裾」「御劍」「御笏」と「草鞋」「指燭」の如く、「御」のついている語と「御」のついていない語とが混

在している。また、「帥大納言参仕」「御酒」「宣命奏」「外任ノ奏」「内侍持参」「杖ニハサミテ奏之」「返給」「召」「申」などの敬語表現が用いられている。天皇の自称は「朕」と記されている。「参仕」「奏」「持参」「申」等は臣下の天皇に対する動作を天皇が記したものであるから、いわゆる「自敬表現」である。「返給」の「給」は、天皇の臣下に対する動作を自ら記したものであるから、これも「自敬表現」である。「御簾裾」「御剣」「御笏」「御酒」等の「御」も宮中の主である天皇に関わるものことに冠せられているので本来は「自敬表現」に属すべきものであるが、宮廷用語として慣用化され固定化していたと見ることがもできる。

自背蓮院給賀書也 (正月五日)

背蓮院尊鎮法親王は後柏原天皇第三皇子、後奈良天皇の同母弟。「給賀書」と尊敬表現「給」が用いられている。

何の御勞モ無テ御ヒルナリテ眠ラル、如ニテ御往生と云々

(正月十二日)

天皇の母豊楽門院の往生のさまを記したところには、「御勞」「御ヒルナリ」「眠ラル」、「御往生」と尊敬表現をもって綴られている。

自関白鷹一折給之^{二条} (三月十二日)

注目すべきことは、二条関白尹房から鷹を献上されて、最初「給之」と書き、「タマフ」という尊敬表現が不適切であることに気づいて「被進」(シンゼラル)と書き直してあることである。このことは、この後奈良天皇日記が、天皇の地位の自覚と立場において記されていることを示すものである。関白の天皇に対する行為は「給」ではなく、「進」でなければならぬ。臣下であれば、「栗一折新典侍進上」(八月廿八日)のように記されるが、関白であるから、天皇は「被進」と「被」を付して敬意を示したのである。

もう一例、敬語表現のミセケチの例を示すと、

梶井宮八千枚護摩結願無為無事也、御撫物返給^{マイル}奇特殊

勝々々(八月廿三日)

梶井宮は三千院入道彦胤親王である。ここでも「返給」が不適切であることに気づいて、「返マイル」と書き直してある。敬語表現の訂正箇所は右の二例のみである。

かたかな書きの敬語表現は、マイル42例、マイルス8例を数えることができる。

自曼殊院御経マイル (二月六日)

〔曼殊院は曼殊院宮覚想准三宮後奈良天皇の皇子〕

大典侍白瓜マイル (四月三十日)

大聖寺へ盆一枚瑠璃マイラスル (二月五日)

漢字かたかな書きの敬語表現は前掲の御ヒルナル、眠ラル、のほか見マイラス、進ス、御入アリ、御入ナシ、御ミヤ、庭サセラル、などが見出される。

御様体ヲモ見マイラセス (正月十二日)

勾当ツチ一蓋進ス (二月十一日)

親王御入アリ (四月一日)

親王者御入ナシ (三月一日)

(親王は方仁親王、後の正親町天皇)

御ミヤ種々マイル (二月廿九日)

庭サセラル、 (九月十日)

漢字による敬語表現には、和語を漢字で表記した、「御勞」「オンイタハリ」(正月十二日)、「御訪」(オントブラヒ) (正月十二日)、「申」(マウス)、「被申」(マウサル)、「被仰付」(オホセツケラル)、「仰」(オホス)、「召」(メス)、「御慎」(オンツツシミ)、「御祈」(オンイノリ)、「御身固」(オミカタメ)、「御届」(オンアフギ)、「給」(タマフ)などと、漢語の、「御往生」、「御様体」、「御時分」、「御祈禱」、「御巻数」、「御仏事」、「御修理」、「言上」、「御談合」、「献」、「進上」、「被進上」、「御影」、「起候」、「御対面」、「御脉」、「御加持」、「御剣」、

「御馬」、「御笏」、「御不審」、「御念珠」、「拝見」、「出御」、「還御」などがある。なお、「被進」のように(進ゼラル)とも(マイラセラル)とも訓めてよみが確定しにくいものもある。「參」は多く「マイル」と訓むべきものであったと推定されるが、「參ズ」と音で訓んだものもあつたかも知れない。

以上のような後奈良天皇宸記の天文四年一月一日から十二月廿九日まで一年間の日記記事について、本稿では、

- (一) 天皇を為^レ手とする表現
- (二) 天皇を受^レ手とする表現
- (三) 第三者についての表現

に分けて考察し、その対人関係と待遇表現の様相を明らかにしてみようと思う。

更に「御」の用法について、

- (四) 天皇自身に関することさらに冠して用いられている

「御」

- (五) 臣下の発言中にある天皇に対する尊敬表現の「御」
 - (六) 美化語としての「御」
- に分けて考察してみよう。

三 天皇を為手とする表現

天皇を為手とする表現とは、天皇が行爲の主体となつてある動作を行なう場合の表現である。天皇が主格となる表現をいう。

(1) 自称

天皇は、自称として「朕」を用いている(16例)。「予」は稀である(2例。三月六日のみ)。謙称として「愚詠」を用いた例がある(1例。二月三十日)

朕覚悟同者也(正月一日)

朕ハ(三月十三日)

百韻朕発句(六月廿五日)

覆貝 朕ハ克(十月廿九日)

朕自筆御経奉納(十二月九日)

朕不思落涙(十二月十三日)

霜降云々予不見之、(中略)五献子□□把之(三月六日)

背蓮院へ七首愚詠マイラス(二月三十日)

(2) 往来、出入の動作(出御、還御等)

一月十二日に母豊楽門院を失つたために、天皇は二月九日か

ら二十一日まで倚慮にこもつて喪に服した。以後も宮中に籠つたままで外への行幸はなかった。従つて、この種の用語は例が乏しい。「出御」「還御」の例がある。

出御時御藤御裾頭弁申ツキ同(一月一日)

今日倚慮還御也(中略)還御以後常御所ニテ三献(二月

廿一日)

「出御」「還御」は、天皇自身が用いられれば、いわゆる「自敬表現」の形になる。

(3) 呼びよせる(召、召出)

呼びよせる意には「召」が用いられている。「召ス」で天皇が自身を上位に置いた表現であるから、「自敬表現」となる。

去九日帥大納言勾当局迄召仰即位事並山国事(三月十四

日)

還御以後常御所ニテ三献、男召出、藤宰相參、祝著之由申

(二月廿一日)

中院宰相中将額田庄之事、召右大弁宰相而被仰(十二月

二日)

(4) 命じる(仰・被仰・被仰出)

「命じる」意には「仰」が用いられる。「仰ス」で、これだけでも「自敬表現」になるが、多くは「被仰」となっている。こ

れは「仰セラル」であつて、「被仰出」(仰せ出さる)ととも
に「自敬表現」の形になる。

万里小路中納言、山国二答持参、入夜而伝奏召而仰之
(五月三十日)

返答相心得之由仰之也 (五月九日)

依其例又申之由有仰事 (五月廿日)

新中納言被召而仰云即位伝奏可存知之由被仰
日) (五月六日)

然トモ猶思案重而之由被仰出也 (正月三日)

其返事曰次在富被仰、来五日吉日之由申間兩人可参之由被

仰 (正月三日)

右大弁宰相頭并祗候、去年大内左京大夫即位惣用進上之御

返事被仰、又頭中将召而即位御点人数被仰出 (正月五

日)

佳例有念誦、女中男皆被仰 (正月十六日)

此様難心得由被仰 (三月一日)

清侍従紙公事語文難相調、文言不庶幾間、可書改之由被仰

而被返書状也 (五月二日)

四辻ニハ可出之由被仰 (五月十二日)

又可書改之由被仰而返之 (五月十四日)

始而勅願寺可申請之由被仰未返事如何々々(六月十三日)

召右大弁宰相而被仰(武家へ返事也) (十二月二日)

奉行頭并雖未拜賀被仰出、日次来年二月之分有春ニ被仰出

(十一月十六日)

今日祈雨諸寺諸社へ被仰出 宣治相触也(六月廿九日)

「被仰」(仰セラル)の多用は後奈良院宸記の一つの特色であ
るが「お湯殿の上の日記」のスタイルを思わせるところがあ
る。

(5) 与える(給・賜)

与えるの意には、「給」「賜」が用いられ、「タマフ」即ち
「自敬表現」になっている。「給」字と「賜」字との間には有
意的な差はない。

於常御所見之返給之時、枝ニ取添而詔書興ケンサンニ通返

之 (正月一日)

水無瀬宰相年首御礼申、無対面、給扇也(正月十九日)

美物一色四辻前大納言ニ給之 (正月廿日)

今日長老同男給酒^{又テン}シ^ン (二月廿五日)

元応寺法談今日迄也、香宮糴米、高檀紙十帖給之 (二月

廿六日)

於男末給天盃 (六月一日)

神宮奏事始、權大納言申、給天盃（六月九日）

帥大納言ニ紋紗ヲ賜（正月十六日）

庭田重保加首服、御礼參、於常御所賜天盃（十二月廿八日）

宰相中將、中納言奏慶、於常御所對面、賜盃、其後頭中將參讓之拜賀、於三間對面、賜天盃、珍重々々、寅刻也

（十二月四日）

「賜盃」と「賜天盃」との間には有意的な差はないようである。天皇自身の飲酒は「御盃」と書かれている。

御盃三献、終日遊興（三月廿二日）

(6) さしあげる（マイラス）

謙讓表現の「さしあげる」意に「マイラス」が用いられる。

対象は、親王、法親王である。その行為が「被參」（マイラル）、「被申」（モウサル）などのように「被——」の敬語表現で示される皇族に限られる。

梶井宮被參、唐布一端シマイラスル、大聖寺へ盆一枚瑠璃マイラスル（二月五日）

昨日梶井宮へ先皇勅筆四要品マイラス、依所望也（二月

廿八日）

青蓮院へ七首愚詠マイラス、名号句頭為追孝（二月三十

日）

扇中務へマイラス（六月廿四日）

中務卿宮へ唐墨依所望マイラスル（八月十日）

〔中務卿宮は、伏見宮邦輔親王〕

昨日梶井宮觀音經說誦有之、為布施扇一本マイラス（十一月六日）

(7) る・らる

尊敬の助動詞「る」「らる」を自己の動作につけたと解される例がある。「自敬表現」である。

十九日会始之題被觸春風春水一時來（正月九日）

今日儀定所庭サセラル、（九月十日）

以上のほかに「ツカハス」を敬語表現として扱うかどうかの問題がある。鎌倉時代以後「ツカハス」の敬語としての用法は消滅したと見るのが一般なので、ここではとりあげなかった。

四 天皇を受手とする表現

天皇を受手とする表現とは、天皇に対して行われる表現であり、天皇がその動作の対象・目的となる場合である。天皇が目

的格になる表現をいう。

(1) 言う(申、被申、奏)

天皇に対して「言う」ことは一般に「申」(モウス)で記される。天皇がその「言う」主体に特に高い敬意を表す場合には「被仰」(オホセラル) 軽い敬意を表す場合には「被申」(モウサル)を用いている。「被仰」は天皇、「被申」は「武家」(足利將軍)と皇族、関白等に用いられている。また儀式等で臣下が天皇に公式に言う場合には「奏」(ソウス)が用いられる。「被仰」を除いて、「申」「被申」「奏」はその対象となる天皇が自分を上位に置いて用いているのであるから「自敬表現」となる。

- 内弁練時分事外寒風也、然間暫早練之由後申 (正月一日)
- 帥卿モサハアルマシキ由申 (正月一日)
- 清侍從御脉參、本復由申 (正月十四日)
- 水無瀬宰相年首御礼申 (正月十九日)
- 美物一色四辻前大納言ニ給之、祝著由申 (正月廿日)
- 竹園、道遙院、竹内、前左府、勸修寺、右大弁宰相、持明院宰相、各前夜還御珍重之由申 (二月廿二日)
- 即位早々可行之由、関白又今日取被申 (二月廿五日)

二位局短尺十首手本被申 (三月三日)

自武家紙公事、代官清侍從可被仰付之由雖被申、不許也 (三月十七日)

(三月十七日)

〔武家は將軍足利義晴〕

新大典侍短尺十枚手本被申 (三月十九日)

自竹園中納言中將大將之事、勅許、祝著之由度々被申 (十一月七日)

(十一月七日)

相國以日野中納言、陽名前関白久敷無出頭事無勿昧、准后ヲ被申、四日内府宣下之次可申請之由被申、(十二月二日)

昨日自青蓮院本願寺公事無為之由被申 (十二月三日)

昨夜晩更夢先皇(中略)御顔只快然而種々被仰ト覺 (三月廿八日)

月廿八日)

(2) 与える(進上、進、献、マイル、給)

天皇に「与える」行為は、為手、受手の関係において、天皇の立場からさまざまに表現されている。「進上」「進」「献」「マイル」は受手としての天皇を上位に置いた表現であるから「自敬表現」になる。この場合、「被進」「被進上」は軽い敬意を示す表現となる。「給」は為手を上位に置いた表現である。

経供養願誦願文、管中納言草進也 (二月十九日)

新大典侍花枝進 (二月廿二日)

旧冬大内左京大夫義隆即位費用二十万疋進上之由、兩伝奏

申 (正月三日)

自武家美物五色進上 (正月六日)

梶井宮重猷之梅枝水仙花進上、三位局御経被進提舉品自武

家(中略)而御太刀篋^{國吉}被進上 (四月廿七日)

同三色三荷自大乗院被進 (五月十三日)

自武家観音尊像自筆被進上喜悅之由以勅書謝之 (六月十

九日)

久我右府野菜献例年事也 (二月二日)

自曼殊院御経マイル、昨日新典侍唐トウマイル (二月六

日)

自安祥寺写経一部マイル (二月九日)

二位局杜若マイル (三月十三日)

三位局、大典侍、鞍馬寺代官參、御ミヤ種々マイル、御巻数幾々

ヨリマイル (三月廿九日)

大聖寺、同御比丘尼、青蓮院、竹内弟子被參、御盃献各御

肴芳樽給之、珍重々々 (正月廿日)

自曼華院撰州雜波梅給之、近比驚目珍重也 (正月廿七日)

自親王串柿一蓋給 (二月廿三日)

自中務宮八重桜枝給之、 (三月七日)

自梶井宮杜若給 (三月廿三日)

(3) 来る(參、被參、祖候)

内裏に来ることを「參」(マイル)、軽い敬意を示す場合に「被參」(マイル)と表現する。内裏に參つて、天皇の側近く控えることが「祖候」である。いずれも天皇を上位に置いた形の表現である。「自敬表現」となる。

在富郷御身固ニ參 (正月十一日)

清侍従、又法印両度御脉ニ參 (正月十二日)

梶井宮、帥卿、万里小路中納言、新大納言、二位局、各參

(正月十二日)

二位局御礼參 (正月十六日)

青蓮院、竹内弟子被參 (正月廿日)

今夜右大將年始御礼被參 (正月廿二日)

大慈院、三位局御礼被參 (正月廿四日)

中務卿宮今年始被參 (二月六日)

二位局被參、梶井宮被參 (二月十一日)

今夜親王被參 (三月三日)

曼殊院被參 (三月五日)

頭弁_冠候 (正月五日)

男大概_冠候 (二月廿四日)

梶井宮二位局各_冠候 (十二月三日)

(4) 見せる(入見參、被入見參)

天皇に見せることを「入見參」(見參ニ入ル)と記し、敬意を示す場合は「被入見參」(見參ニ入レラル)と記している。天皇を上位に置いた表現になっている。即ち「自敬表現」である。

帥大納言八幡縁起繪二卷上下見參ニ入 (九月十一日)

帥御千句和漢入見參 (十一月廿六日)

自大慈院法然上人像被入見參 (正月廿五日)

自背蓮院元応寺短冊被入見參 (二月廿三日)

自武家以両伝奏山国御代官両ふ行雜掌私曲条々之由意見状

被入見參 (七月二日)

東坡硯自二位局被入見參 (十二月十四日)

五 話題の人物(第三者)に対する表現

「先皇」即ち父後柏原天皇、母豊樂門院、「親王」即ち方仁

親王(正親町天皇)を話題にする時には、尊敬表現が用いられる。また、後醍醐院、慈恵大師、経などにも「御」が用いられる。

昨夜晩更夢先皇、畫扇二本給之、又或香宮袋一封金匱、被御手持、御顔只快然而種々被仰ト覺、(三月廿八日)

准后昨夜初夜時分事外御勞にて常何の御勞モ無テ御ヒルナリテ眠ラル、如ニテ御往生と云々(正月十二日)

去夜豊樂門院夢中被示云、八幡社御參詣也、供奉者數輩間、連歌被遊、御発句トテ春のミヤ山にもかよふ水の音、近比

殊勝也 (正月十八日)

今日豊樂門院御菩提之為法華經説誦 (二月廿三日)

今夜御盃如例、親王者御入ナシ (三月一日)

今夜盃如例、親王御入アリ (四月一日)

自親王柿一蓋給之 (九月一日)

今夜盃如例、親王虫氣ニテ御入ナシ (九月九日)

慈恵大師自筆影同御念珠 (八月七日)

後西酉(醍醐)院之御寄倚ト云々 (八月七日)

自二位局 御経マイル (二月十六日)

長講堂御影 (六月十一日)

女院之御仏事 (十一月十一日)

青蓮院御修理 (十一月三十日)

六 天皇自身に關することがらに

冠して用いられている「御」

天皇自身に關することがらに冠して用いられる「御」がある。「天皇の」「朝廷(公)の」の意を示すものである。多くは宮廷語、天皇語(天皇に關して用いられる語)として慣用が固定しているものであるが、天皇自身が用いると、「自敬表現」の形を呈することになる。

在富卿申、寮頭ニ非^ズ御対面 (正月三日)

御身固 (正月三日)(正月十一日)

去年大内左京大夫即位愍用進上之御返事被仰 (正月五日)

御簾裾兼秀 (正月一日)

御簾御裾頭弁 (正月一日)

御劍公叙 (正月一日) 御太刀 (七月六日)

御笏頭弁 (正月一日)

御酒 (正月一日)

長法寺長日御祈 御撫物 卷数進上 (一月廿九日)

御葉進上 (二月二日)

在富卿御身固ニ參、近年直ニ祇候事如何之由、御不審被仰

(正月十一日)

内侍所御辛檜之事 (十一月十六日)

參御脉 (十月十八日)

御加持 (五月十五日)(正月十日)

大麻御被進上 (五月廿八日)

此御所御藏へ可取入之由有御談合 (五月廿九日)

米年即位御点人数 (十月廿一日)

舟木二千正者御借錢分也 (三月二日)

御料所中ニテ引取へキ由申ス (三月二日) 備前國鳥取

庄御料所御使下向也(二月廿九日)

御受戒如常 (三月七日)

參考 今日始而受戒 (三月十一日)

侍者同御前ニ參 (三月廿八日)

自武家又御大工事外事ニ被申也 (七月四日)

御修理大方首尾之間 (七月四日)

今日武家へ昨日意見御心得之由以兩人被仰 (七月三日)

七 臣下の発言中の天皇に対する 尊敬表現の「御」

臣下の発言中にある天皇に対する尊敬表現の「御」は、抹消されることなく、そのまま「御」を冠した形で日記に記されている。たとえば、

帥大納言参、明年十月閏也、然処ニ朔旦冬至也、甚以御憤也、改歴宣下本ニ有之、任先例猶可経御沙汰之由被仰、在富以帥御申也（十月廿五日）

八 美化語としての「御」

美化語としての「御」と見られる用法がある。「御所ことば」（女房詞）として、「お湯殿の上の日記」などにも見える「御みや」（土産）を後奈良天皇も用いている。室町時代には、天皇の日常の言語生活に宮廷女性語がかなり影響していたことを示すものである。

三位局、大典侍鞍馬寺代官参、御ミヤ種々マイル、御巻数処々ヨリマイル（三月廿九日）

句当内侍、鞍馬寺代官参詣、御ミヤ種々進上、二位局、清

へ代官詣、種々被進（十一月八日）

なお、ついでながら「日本国語大辞典」の「おみや（御土産）」の項には、用例として虎寛本狂言「葉袍落」の「扱おみやを上ませう」、「御湯殿上日記」文禄四年（一五九五）八月九日条の「御みやかちんまいる」等があげられているが、右の後奈良天皇宸記の二例は、それより古い確実な用例である。

九 おわりに

以上の考察によって、ほぼ次のようなことが言えよう。

後奈良天皇宸記においては、

1 天皇自身を上位に置いた天皇の発言としての所謂「尊敬表現」が「出御」「還御」「召」「仰」「被仰」「給」「賜」等の語に数多く見られる。

2 天皇自身を上位者とし、発言する臣下を下位者とする表現が「申」「進」「進上」「マイル」「参」「献」等の語に数多く見られる。これらも一種の「尊敬表現」である。

3 天皇の父母、先皇、仏、経などを話題とする時には、尊敬表現が用いられる。それらを対象とする天皇の発言には天皇自身の謙讓表現（今一度御様体ヲモ見マイルラセス無本意

次第 正月十二日)も見られる。

4 皇太子となる親王には、尊敬表現が用いられ、その他の親王、法親王、宮などには、軽い敬意が「被進上」「被申」「被参」等の「被」字(ル・ラル)によって示される。

5 武家即ち足利將軍には皇族に準ずる待遇が行われ、「被中」「被進上」で表現されている。

6 美化語と見られる「御所ことば」(女房詞)「御ミヤ」が二ヶ所に見られる。天皇の言語生活への浸透を見るべき事例として注目される。